

# 森林整備加速化・林業再生事業実施要領

平成21年10月26日付け

21林第405号農林水産部長通知

(最終改定平成27年4月1日)

## 第1 事業の趣旨

- (1) 森林・林業・木材産業を取り巻く喫緊の課題解決に向けた地域の創意工夫に基づく総合的な取組を支援するため、森林整備加速化・林業再生基金を活用することにより、森林の多面的機能を発揮しつつ林業の成長産業化を実現することとする。
- (2) 地域の主体性や創意工夫を活かした総合的な対策を支援するため、森林整備加速化・林業再生交付金を活用することにより、木材需要の拡大と安定的・効率的な県産材の生産・供給体制の構築及び持続可能な林業経営の確立を緊急的に実施する。

## 第2 事業内容

県産木材の生産・供給体制の確立と林業・木材産業等の再生という政策目的の実現に資する施策の実施に必要な経費を補助するものとし、事業の区分、事業細目、事業主体は別表1から3のとおりとする。

## 第3 地域協議会

地域協議会については、次の(1)から(4)に定めるとおりとする。

- (1) 地域協議会は、本事業の効果的な実施のため、地域関係者の連携や地域の課題解決に向けた調整、価格動向や生産量及び在庫量等の情報整理による機動的な木材生産のための環境整備及び、地域材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な研修等を行うことを目的とする。
- (2) 地域協議会の構成員は、本事業を実施する地域の市町村、森林組合等の林業事業体・林業経営体、木材加工業者、木質バイオマス需要者等とする。
- (3) 地域協議会は、(1)の目的達成のため、地域の実情に応じ、関係機関と連携して以下の業務を行うこととする。

(林業成長産業化総合対策)

- ア 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成その他事業実施のための調査
- イ 需要開拓調査
- ウ 原木の安定的な需給に必用な調査・分析及びコーディネート
- エ 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取得等の調整
- オ 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査、普及、研修等の取組
- カ 丈夫で簡易な路網整備を確実に推進するための取組
- キ その他事業実施に必要な事業

(森林整備加速化・林業再生総合対策)

- ア 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業実施に係る計画の素案の作成その他事業実施のための調査
- イ 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備や需給の開拓に必要な調整・調査・普及・研修等の取組
- ウ その他事業実施に当たって必要な業務

- (4) 地域協議会には、必要に応じ、部会を設置することができるものとする。

## 第4 事業計画

### 1 事業計画

- (1) 事業主体は、本事業を実施しようとするときは、全体事業計画書を作成し、「森林整備加速化・林業再生事業計画（変更）承認申請書」（様式第1号）により、第3に定める地域協議会の代表者（以下「地域協議会長」という。）に提出するものとする。
- (2) 地域協議会長は、（1）の事業計画を受理したとき、又は自らが本事業を実施しようとするときは、関係者の意見を聴いて、事業計画書を作成し、「森林整備加速化・林業再生事業計画（変更）承認申請書」（様式第1号）により、知事に事業計画書を提出するものとする。
- (3) 知事は、（1）及び（2）の事業計画を踏まえて本事業に係る愛知県の事業計画を作成し、林野庁長官の承認を受けるものとする。  
また、林野庁長官の承認があった場合、地域協議会長に通知するものとする。

## 2 事業計画の変更

- (1) 事業主体が、森林整備加速化・林業再生事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という）第5に定める承認を要する変更を行う場合は、地域協議会を経由して、「森林整備加速化・林業再生事業計画（変更）承認申請書」（様式第1号）により、地域協議会長に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 地域協議会長は、（1）の事業計画の重要な変更の申請を受理したとき、又は自らの事業計画に重要な変更があったときは、関係者の意見を聴いて、「森林整備加速化・林業再生事業計画（変更）承認申請書」（様式第1号）により、知事に申請し、その承認を受けるものとする。
- (3) 知事は、（2）の申請があったときは、事業計画を変更し、地域協議会長に通知するものとする。

## 3 事業実施計画

- (1) 事業主体は前記1の（1）の事業計画に基づき、様式第2号-1により、事業実施計画を作成し、知事に提出するものとする。
- (2) 知事は前項の書類を受理したときは、当該実施計画の内容を審査し適切と認めるときは、様式第2号-2によりこれを承認するものとする。

# 第5 事業の実施

## 1 事業の着手

### (1) 着手制限

ア 事業の着手（機械等の発注を含む）は、原則として、愛知県補助金等交付規則第4条に基づく補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、当該年度内においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合には、事業主体はあらかじめその旨を具体的に明記した早期着手承認願（様式第3号-1）を知事に提出するものとする。

イ 知事は、内容を審査し、やむを得ないと認めるときは早期着手承認書（様式第3号-2）に必要な条件を付して事業主体に通知するものとする。

### (2) 事業着手報告

事業主体は、当該事業に着手し、又は事業契約を締結したときには、速やかに事業着手報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

## 2 事業内容の変更

### (1) 承認を要する変更

ア 事業主体は、交付決定後、交付要綱別表 1～3 に規定する「承認を要する変更」の必要が生じた場合は、交付要綱第 5 に基づき変更承認申請書に必要な書類を添付して、知事に提出するものとする。

イ 知事は、前項の書類を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認するものとする。

## (2) 事業遅延の報告

事業主体は、事業が年度内に完了することができないと見込まれる場合は、交付要綱第 6 に基づき、その理由及び遂行状況を知事に報告して指示を受けるものとする。

なお、天災、その他の災害による場合にあつては、災害の種類、被害年月日、被災時の工事進捗度、被災程度、復旧見込額及び防災、復旧措置等を明らかにして、被災写真を貼付するものとする。

## 第 6 事業完了に伴う手続き

### 1 工事完了報告

(1) 事業主体は、設計単位ごとに工事が完了したときは速やかに工事完了報告書(様式第 4 号)に(変更)設計書を添付して知事に提出するものとする。

(2) 知事は、完了報告書を受理したときは、必要に応じ、農林水産関係事業等検査要領(以下検査要領という)に基づき補助事業確認検査(部分完了)を行うものとする。

### 2 実績報告

知事は、交付要綱第 8 に基づく実績報告書を受理したときは検査要領に基づく補助事業確認検査(完了)を実施し、事業の適否、完了を確認する。

## 第 7 施設の維持管理

補助事業によって取得し又は、効用の増加した施設等(以下「施設」という)は常に良好な状態で管理し、その施設目的に即して最も効率的な運用を図るものとする。

## 第 8 事業評価

効率的な事業の執行を図るため、事業主体は、個別の事業について、事前評価及び事後評価を実施するものとする。ただし、別表 2 に掲げる事業の区分 1、3、6 及び別表 3 に掲げる事業の区分 1 の事業細目 5～7、6 に係る事業は除く。

### 1 事前評価

事業主体は、事業計画の作成段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

### 2 事後評価

事業主体は、目標年度において事業評価を行った事業毎に費用対効果分析による事業効果の測定を行い、知事に報告するものとする。

## 第 9 事業の実績等に関する報告

別表 1 に掲げる事業の区分 1、2、別表 2 に掲げる事業の区分 2、4、5、7 及び別表 3 に掲げる事業の区分 1 の事業細目 1～4、2、3、4、5 に係る事業主体は、

事業の実績等について次のとおり報告することとする。

#### 1 達成状況報告

事業主体は、事業計画における事業成果の目標年度における指標の目標に対する実績を毎翌年度の9月15日までに森林整備加速化・林業再生事業達成状況報告書（様式第5号）により、知事に報告するものとする。これに加え、施設を運営することにより得られる収入をもって当該運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、収支実績を報告するものとする。

#### 2 利用状況報告

事業主体は、補助事業が完了した翌年度から起算して10年間、毎年度の機械施設等の利用状況を、利用状況報告書（様式第6号）により、翌年度の6月30日までに知事に報告するものとする。

### 第10 書類の提出

この要領に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- 1 事業主体の所在地が名古屋市であるときは、農林水産部農林基盤局に、その他の市又は町村であるときは、所轄の農林水産事務所に提出するものとする。
- 2 事業主体が、市町村を除く他の団体で、名古屋市又は2以上の農林水産事務所の管轄区域をその区域とする団体であるときは、農林水産部農林基盤局に、その他の団体であるときは所轄の農林水産事務所に提出するものとする。
- 3 農林水産事務所の長が書類の提出を受けたときは、必要に応じ意見を付して、農林水産部長あて提出することとする。

### 第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成22年3月12日から適用する。

(附則)

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

(附則)

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

別表 1

## 強い林業・木材産業構築緊急対策

事業の区分	事業細目	事業主体
1 木材加工流通施設等整備	1 スtockポイント整備 (1) 剥皮施設 (2) 焼却炉 (3) 山元貯木場管理棟 (4) 山元貯木場整備新設 (5) 山元貯木場増設 (6) 山元貯木場改良・舗装 (7) 自走式ウインチ (8) ログローダ (9) グラップル付きトラック (10) グラップル付きバックホウ (11) フォークリフト (12) クレーン (13) 機械保管倉庫 (14) その他 2 間伐材等加工流通施設整備 (1) 木材処理加工施設整備 (2) 木材集出荷販売施設整備	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等が出資する法人その他知事が認めるもの
2 木造公共施設等整備	1 木造公共施設等整備 (1) 木造施設 (2) 木質内装 (3) 木製外構施設 (4) その他	地域協議会の構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年9月14日政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するもの

別表 2

## 林業成長産業化総合対策

事業の区分	事業細目	事業主体
1 地域協議会の運営等	1 地域協議会の設立・運営 (1) 協議会開催 (2) その他 2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成、その他事業実施のための調査 (1) 事業要望調査・整理 (2) 事業計画の素案等作成 (3) 事業計画等進行管理 (4) 事業計画等フォローアップ (5) その他 3 原木の安定的な需給に必用な調査・分析及び需給コーディネート (1) コンサルタント委託 (2) 広域圏における需給動向調査、分析 (3) 専門家による需給コーディネート (4) その他 4 間伐・路網整備等の計画の調整及び事業実施に向けた関係者の同意取得等の調整 (1) 間伐計画箇所と路網計画の調整 (2) 事業実施に向けた関係者の同意取付 (3) 間伐材等需給調整会議開催 (4) その他 5 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備に必要な調査・普及・研修等の取組	地域協議会

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 原木の生産・流通・加工に関する現況調査</li> <li>(2) モデル的事業等の普及</li> <li>(3) 研修会、現地検討会の開催等</li> <li>(4) コンサルタント委託</li> <li>(5) その他</li> </ul> <p>6 丈夫で簡素な路網密度を確実に推進するための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 設計・技術審査会の設置運営</li> <li>(2) その他</li> </ul> <p>7 その他事業実施に必要な事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) その他</li> </ul>	
2 木造公共施設等整備	<p>1 木造公共施設等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木造施設</li> <li>(2) 木質内装</li> <li>(3) 木製外構施設</li> <li>(4) その他</li> </ul>	地域協議会の構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年9月14日政令第203号）第1条に掲げる施設を整備するもの
3 CLT等新製品・新技術の実証展示加速化対策	<p>1 CLT等新製品・新技術の実証・展示支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) CLT等新製品・新技術を用いた建築物の実証等</li> <li>(2) CLT等新製品・新技術を用いた建築物の実証等の実施に必要な試験等</li> <li>(3) 中高層建築物の木造化・木質化のために必要な部材の試験等</li> <li>(4) その他</li> </ul>	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、住宅等生産者、林業・木材産業関係者及びこれらの関係者で構成する団体、大学等の試験研究機関その他知事が認めるもの
4 木材加工流通施設等整備	<p>1 スtockポイント整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 剥皮施設</li> <li>(2) 焼却炉</li> <li>(3) 山元貯木場管理棟</li> <li>(4) 山元貯木場整備新設</li> <li>(5) 山元貯木場増設</li> <li>(6) 山元貯木場改良・舗装</li> <li>(7) 自走式ウインチ</li> <li>(8) ログローダ</li> <li>(9) グラップル付きトラック</li> <li>(10) グラップル付きバックホウ</li> <li>(11) フォークリフト</li> <li>(12) クレーン</li> <li>(13) 機械保管倉庫</li> <li>(14) その他</li> </ul> <p>2 間伐材等加工流通施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 木材処理加工施設整備</li> <li>(2) 木材集出荷販売施設整備</li> <li>(3) 森林バイオマス等再利用促進施設整備</li> </ul>	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等が出資する法人その他知事が認めるもの
5 木材の効率的な供給に向けた路網の整備	<p>1 林業専用道（規格相当）整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作設</li> <li>(2) 調査設計</li> <li>(3) 現場技術業務委託</li> <li>(4) その他</li> </ul> <p>2 森林作業道</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作設</li> <li>(2) その他</li> </ul> <p>3 上記1又は2と一体的に実施する関連条件整備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象森林の調査</li> <li>(2) 森林所有者の同意の取り付け</li> <li>(3) その他</li> </ul> <p>4 補強</p>	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法（昭和26年法律第249号）第11条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改

		正前の森林法第 11 条第 4 項（同法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に実施主体として定められた者その他知事が認めるもの
6 森林境界の明確化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 境界明確化に向けた事前調査 対象森林の事前調査、整理</li> <li>2 境界明確化現地調査 対象森林の測量による境界明確化</li> <li>3 路網整備の実施に向けた成果の整理 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 測量結果の図面表示</li> <li>(2) 関係者への通知</li> <li>(3) 得られた森林情報（森林所有者及び森林境界に関する情報）の市町村への提出</li> </ol> </li> </ol>	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業体その他知事が認めるもの
7 高性能林業機械等の導入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高性能林業機械等の導入 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ハーベスタ</li> <li>(2) プロセッサ</li> <li>(3) スキッダ</li> <li>(4) フォワーダ</li> <li>(5) タワーヤーダ</li> <li>(6) スイングヤーダ</li> <li>(7) フェラーバンチャー</li> <li>(8) その他の高性能林業機械</li> <li>(9) グラップル付きバックホウ</li> <li>(10) 自走式搬器</li> <li>(11) 集材機</li> <li>(12) グラップル付きトラック</li> <li>(13) 機械保管庫</li> <li>(14) その他地域特性に応じた効率的な作業システムを実現するために必要なものであると地域協議会が認めるもの ただし、導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</li> </ol> </li> </ol>	地域協議会の構成員のうち市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、森林整備法人、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他知事が認めるもの

別表 3

森林整備加速化・林業再生総合対策

事業の区分	事業細目	事業主体
1 路網の整備	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林業専用道（規格相当）整備 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作設</li> <li>(2) 調査設計</li> <li>(3) 現場技術業務委託</li> <li>(4) その他</li> </ol> </li> <li>2 森林作業道 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作設</li> <li>(2) その他</li> </ol> </li> <li>3 上記 1 又は 2 と一体的に実施する関連条件整備活動 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 対象森林の調査</li> <li>(2) 森林所有者の同意の取付け</li> <li>(3) その他</li> </ol> </li> <li>4 補強</li> <li>5 森林所有者情報調査</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業細目 1～4 地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、森林経営計画（森林法第 11 条に規定する</li> </ol>

	<p>森林所有者の特定や準備作業</p> <p>6 森林境界調査 対象森林の境界確認及び境界調査</p> <p>7 路網整備の実施に向けた成果の整理</p> <p>(1) 調査結果の図面表示</p> <p>(2) 関係者への通知</p> <p>(3) 得られた森林情報（森林所有者及び森林境界に関する情報）の市町村への提出</p>	<p>森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）による改正前の森林法第 11 条第 4 項（同法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に実施主体として定められた者その他知事が認めるもの</p> <p>2 事業細目 5～7 地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体及び林業事業体その他知事が認めるもの</p>
<p>2 高性能林業機械等の導入</p>	<p>1 高性能林業機械等の導入</p> <p>(1) ハーベスタ</p> <p>(2) プロセッサ</p> <p>(3) スキッダ</p> <p>(4) フォワーダ</p> <p>(5) タワーヤーダ</p> <p>(6) スイングヤーダ</p> <p>(7) フェラーバンチャー</p> <p>(8) その他の高性能林業機械</p> <p>(9) グラップル付きバックホウ</p> <p>(10) 自走式搬器</p> <p>(11) 集材機</p> <p>(12) グラップル付きトラック</p> <p>(13) 機械保管庫</p> <p>(14) その他地域特性に応じた効率的な作業システムを実現するために必要なものであると地域協議会が認めるもの ただし、導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。</p>	<p>地域協議会の構成員のうち市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、林業事業体、森林整備法人、施業受託者、流域森林・林業活性化センターその他知事が認めるもの</p>
<p>3 未利用間伐材利用促進対策</p>	<p>1 伐倒・集材</p> <p>(1) 不用木の除去（侵入竹を含む）</p> <p>(2) 不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう）</p> <p>(3) 支障木やあばれ木等の伐倒</p> <p>(4) 搬出集積</p> <p>(5) その他附帯施設整備</p> <p>2 上記 1 と一体的に実施する関連条件整備活動等</p> <p>(1) 対象森林の調査</p> <p>(2) 森林所有者の同意取り付け</p> <p>(3) その他</p>	<p>地域協議会の構成員のうち、市町村、森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。）森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人にあって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和 26 年第 249 号）第 11 条に規定する森林経営計画をいう。）の認定を受けた者、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 20 号）による改正前の森林</p>

		法第 11 条第 4 項（旧法第 12 条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。）の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）に間伐実施主体として定められたものその他知事が認めるもの
4 木造公共施設等整備	1 木造公共施設等整備 (1) 木造施設 (2) 木質内装 (3) 木製外構施設 (4) その他	地域協議会の構成員のうち、市町村、特別区、一部事務組合及び「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年 9 月 14 日政令第 203 号）第 1 条に規定する公共建築物の整備主体
5 木材加工流通施設等整備	1 スtockポイント整備 (1) 剥皮施設 (2) 焼却炉 (3) 山元貯木場管理棟 (4) 山元貯木場整備新設 (5) 山元貯木場増設 (6) 山元貯木場改良・舗装 (7) 自走式ウインチ (8) ログローダ (9) グラップル付きトラック (10) グラップル付きバックホウ (11) フォークリフト (12) クレーン (13) 機械保管倉庫 (14) その他 2 間伐材等加工流通施設整備 (1) 木材処理加工施設整備 (2) 木材集出荷販売施設整備 (3) 森林バイオマス等再利用促進施設整備	地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等が出資する法人その他知事が認めるもの
6 森林整備加速化・林業再生整備附帯事業	1 地域協議会の設立・運営 (1) 協議会開催 (2) その他 2 県産材の安定的・効率的な供給体制構築のための事業計画の素案の作成、その他事業実施のための調査 (1) 事業要望調査・整理 (2) 事業計画の素案等作成 (3) 事業計画等進行管理 (4) 事業計画等フォローアップ (5) その他 3 県産材の安定的・効率的な供給体制の整備や需要の開拓に必要な調査・普及・研修等の取組 (1) 原木の生産・流通・加工に関する現況調査 (2) 間伐等需給調整会議開催 (3) モデル的事業等の普及 (4) 研修会、現地検討会の開催等 (5) コンサルタント委託 (6) その他 4 そのた事業実施に必要な事業 (1) その他	地域協議会

様式第 1 号

番 号  
平成 年 月 日

(事業主体が地域協議会長の場合)

愛知県知事 様

(地域協議会長以外の者が事業主体の場合)

地域協議会長 様

住所

氏名

代表者氏名

森林整備加速化・林業再生事業計画（変更）承認申請書

愛知県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の第 4 の 1（変更の場合は、第 4 の 2）に基づき（変更）事業計画書を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

様式第2号-1

番 号  
平成 年 月 日

愛知県知事 様

住所  
氏名  
代表者氏名

森林整備加速化・林業再生事業実施計画承認申請書

愛知県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の第4の3に基づき事業実施計画書を添えて申請します。

番 号  
平成 年 月 日

様  
(殿)

愛 知 県 知 事 印

森林整備加速化・林業再生事業実施計画の承認について（通知）

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました森林整備加速化・林業再生事業実施計画を承認します。

担当  
電話  
FAX

様式第3号-1

番 年 月 日  
号 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

早 期 着 手 承 認 願

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業について、下記により早期に着手したいので承認してください。

記

事業の区分・事業細目	
事業実施主体	
着手予定年月日	平成 年 月 日
着工予定年月日	平成 年 月 日
竣工予定年月日	平成 年 月 日
事業施行箇所	
事業量	
事業費	
早期着手の理由	

- (注) 1 設計単位ごととする。  
2 着手予定年月日については契約予定年月日を記入する。  
3 設計書添付のこと。

番 年 月 日 号

様  
(殿)

愛 知 県 知 事 印

早 期 着 手 の 承 認 に つ い て

平成 年 月 日 付 第 号 で 承 認 願 い の あ っ た 平 成 年 度 森 林 整 備 加 速 化 ・ 林 業 再 生 事 業 に つ い て は 、 下 記 条 件 を つ け て 承 認 し ま す 。

記

条 件

- 1 補助金交付決定通知を受けるまでの期間内に実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失については、責務を負わない。
- 2 補助金交付決定通知を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異義がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定通知を受ける期間内においては、原則として計画変更を行わないこととし、やむを得ず計画変更を要する場合には、事前に申し出て指示を受けるものとする。

愛知県知事殿

住所  
氏名  
代表者氏名

印

事業着手（完了）報告書

平成 年度森林整備加速化・林業再生事業について下記のとおり着手（完了）しました。

記

事業の区分・事業細目				
工種又は施設区分				
事業主体				
施行箇所				
事業費	区 分	当 初	変 更	最終出来高
	計			
着手年月日		年 月 日		
完了（予定）年月日		年 月 日		
検査者職氏名				
検査年月日		年 月 日		

- 注) 1 事業主体別、設計単位ごとに作成すること  
 2 建設工事及び機械設備等の導入等の場合は契約の都度報告すること  
 3 契約書及び協定書類の写しを添付すること

愛知県知事 様

住所  
氏名  
代表者氏名

森林整備加速化・林業再生事業達成状況報告書

愛知県森林整備加速化・林業再生事業実施要領の第 9 の 1 に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 総合評価

(事業の結果を分析したうえでその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。)

今後の課題とその解決策

本事業により実施した各事業結果の分析とその評価	本事業実施上明らかになった今後の課題とその解決策

## 2 個別事業評価

(事業主体において記入)

### (1) 施設の利用状況

事業の 区分	事業種 目	事業主 体	施設等 区分	設置年 度	目標	報告年度					目標に 係る年 度	備考

- (注) 1 「目標」の欄には、事業計画作成時の目標達成を図る指標に関する目標値を記入する。
- 2 「報告年度」及び「目標に係る年度」欄には、上段に目標値に対する各年度の実績を、下段に達成率(実績/目標値)を記入する。なお、目標値に対して、実績が著しく低迷(70%以下の場合)した場合は、その対処方法を備考欄に記入する。
- 3 「報告年度」の欄には、収支を伴う施設の場合には、当該施設の運営開始の翌年度から、事業完了年度の翌年度から3年目までの実績を、収支を伴う施設以外の施設の場合には、当該施設の事業完了年度の翌年度から3年間の実績を各年度ごとに記入する。
- 4 利用料等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。
- 5 木造公共施設整備により整備する施設においては、原則として施設利用者に対してアンケートを行うこと等により施設の波及効果を調査することとし、その集計結果を達成状況報告の提出の際に添付すること。
- なお、アンケートの内容には、以下の(1)~(3)を含めること。
- (1) 当施設の利用で木材利用の意義や木の良さについて理解が深まりましたか。(深まった、深まらない(その理由)、わからない)。
- (2) 国、地方自治体はこのような木造公共施設の建設を促進すべきですか(そう思う、そう思わない(その理由)、わからない)。
- (3) ご自分が住宅を建てる場合、地域材を使用したいと思いませんか(この施設を見てそう思うようになった、以前からそう思っていた、そう思わない(その理由)、わからない)。
- 6 木材加工流通施設整備により整備する施設については、目標、報告年度、目標年度の欄には、算定の基礎となる数値も記入すること。

### (2) 収支実績

事業の 区分	事業種 目	事業主 体	施設等 区分	設置年 度	項目	目標	報告年度					目標に 係る年 度	備考
					収入								
					支出								
					収支差								
					収入のうち 公的資金等								

- (注) 1 「区分」については、以下の収支を伴う施設等について記載する。
- (1) 木材製材施設 (6) 丸棒加工施設 (11) 木材集出荷販売施設
- (2) 集成材加工施設 (7) 杭加工施設 (12) 森林バイオマス加工施設
- (3) 合・単板加工施設 (8) 木材加工施設 (13) 森林資源再処理施設
- (4) プレカット加工施設 (9) 木材材質高度化施設 (14) 直交集成板加工施設
- (5) チップ加工施設 (10) 品質向上・物流拠点施設
- なお、利用料金等を徴収する施設を整備した場合は、施設全体の実績のほか、利用料金等を徴収する施設ごとの実績についても記入すること。
- 2 項目の「収入のうち公的資金等」欄には、収入のうち市町村の一般財源や森林組合の他事業からの流用等施設の運営による収入以外の収入を記入する。(収入の内数)
- 3 「目標」欄には、事業計画書の第6個別事業計画のうち収支計画に記入している将来の収支を転記する。
- 4 「報告年度」の欄には、当該施設の運営開始の翌年度から、事業完了年度の翌年度から3年目までの実績を各年度ごとに記入する。
- 5 「目標に係る年度」の欄には、目標に係る年度(本事業終了後おおむね3年後)の収支を記入する。
- 6 「収入」は、販売額又は利用料等とする。
- 7 「支出」は、固定経費及び変動経費の合計とし、減価償却費等支出に計上すべきものを正確に積み上げる。

様式第6号

番 号  
年 月 日

愛 知 県 知 事 殿

住 所  
名 称  
代表者氏名

印

利 用 状 況 報 告 書

このことについて、平成 年度の利用状況を別紙のとおり報告します。

様式第6号の別紙その1

森林整備加速化・林業再生事業利用状況台帳

No.

整理番号		市町村名		事業の区分		事業細目														
目標数量		補助事業者名		施行箇所		事業量		導入年度												
施設導入後の利用状況																				
利用 計画量	年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度	
	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率
実行評価	適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適	
問題点																				
改善計画 指導目標 指導状況																				

様式第6号の別紙その2

森林整備加速化・林業再生事業利用状況台帳（収支を伴う施設）

No.

整理番号		市町村名		事業の区分		事業細目													
目標数量		補助事業者名		施行箇所		事業量		導入年度											
施設導入後の利用状況																			
利用 計画量	年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度		年度		
	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	利用 実績	利用 率	
収入	円																		
支出	円																		
差引	円																		
実行評価	適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		適・不適		
問題点																			
改善計画 指導目標 指導状況																			

(注) 実行評価については、利用・収支それぞれの面から行うこと